

差 押 債 権 目 録 (1)

(請求債権目録(1)の債権について)

金 円

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，1及び2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金 円

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達
日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，1及び2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例】 差 押 債 権 目 録 (1)

(請求債権目録(1)の債権について)

金 108,970円

債務者（〇〇支店 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，1及び2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例】 差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金 500,300円

債務者（霞が関支店 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，1及び2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税，住民税を控除した残額の4分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

(注) 本差押債権目録は、民間の正社員の給料の差押えのひな形です。

役員報酬も含む場合やアルバイト、パートで時給、日給等の差押えの場合は本目録は使えません。その場合は、債権差押目録番号1か3の書式をご覧ください(3ページ目、4ページ目にあります。)ただし、扶養料以外の差押え

(本差押債権目録(2)関係)の場合は、差押範囲が2分の1とあるのを4分の1に訂正して使用してください(詳しくはお問い合わせください。)